

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の適正化のための指針

社会福祉法人 ゆめさき会

1 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）の適正化に関する基本的な考え方

（1）法人としての理念

①身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の原則禁止

社会福祉法人ゆめさき会は、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるよう、弊害を招く恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

②身体拘束等に該当する具体的な行為

（参考：介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為 2019.9）

- a.徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- b.転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- c.自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- d.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- e.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- f.車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- g.立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- h.脱衣やおむつはずしを制限する為に、介護着（つなぎ服）を着せる。
- i.他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- j.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- k.自分の意思で開く事の出来ない居室等に隔離する。

③身体拘束等を行うことによって発生するリスク

（参考：厚生労働省発行「身体拘束ゼロへの手引き」2001.3）

- a.身体的弊害：関節の拘縮、筋力低下、食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下を引き起こす。
- b.精神的弊害：本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的苦痛を与えたり、痴呆の進行、生きる意欲の低下をもたらす。また、家族や介護するスタッフにも後悔、罪悪感などの精神的苦痛を与える。
- c.社会的弊害：看護・介護スタッフの士気の低下や施設に対する社会的不信、偏見を

もたらず。

③目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると身体拘束等適正化委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て、身体拘束等を実施する場合もありますが、その場合も利用者の態様や支援の見直し等により、身体拘束等の解除に向けて取り組みます。

（2）法人としての方針

次の仕組みを通して、身体拘束等の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と基本的な支援の向上により身体拘束等リスクを取り除きます。

利用者お一人お一人の特性を日々の状況から十分に理解するよう努め、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除く為、対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して法人全体の資質向上に努めます。

管理者・サービス管理責任者・生活支援主任等が率先して外部研修に参加する等、法人全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。

③身体拘束等適正化の為、利用者、ご家族等と話し合います。

利用者、ご家族等にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体拘束等を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体拘束等適正化の為の体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等の適正化の為、体制を維持・強化します。

（1）身体拘束等適正化委員会の設置及び開催

身体拘束等適正化委員会（以下「委員会」と言う。）を設置し、法人内で身体拘束等適正化を目指す為の取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束等を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。特に緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

（2）委員会は必要の都度（年に1回以上）開催します。

（3）委員会の構成員

- ・虐待防止責任者
- ・副施設長
- ・管理者
- ・サービス管理責任者
- ・生活支援主任
- ・生活支援副主任
- ・虐待防止担当者

(4) 構成員の役割

- ・招集者：虐待防止責任者
- ・司会進行：虐待防止担当者
- ・記録者：生活支援副主任

(5) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ③身体拘束等を行っている利用者の場合
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、身体拘束等
をしない場合のリスクを評価し、身体拘束等の解除に向けて検討します。
- ④身体拘束等を開始する検討が必要な利用者がある場合
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤今後やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合
今後、医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦今後の予定（研修・次回委員会）
- ⑧今回の議題のまとめ・共有

(6) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管する他、委員会の結果について生活支援員その他の職員に周知徹底します。

3 身体拘束等適正化の為の研修

身体拘束等適正化の為、生活支援員その他職員について、職員採用時の他、年1回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事）
- ・非代替性（身体拘束等を行う以外に代替する支援方法がない事）
- ・一時性（身体拘束等が一時的なものである事）

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ、身体拘束等適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施する事としますが、身体拘束等の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し、解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族へ説明し、書面で確認を得ます。

- 身体拘束等が必要となる理由（個別の状況）
- 身体拘束等の方法（場所、行為（部位・内容））
- 身体拘束等の時間帯及び時間
- 特記すべき心身の状況
- 身体拘束等の開始及び解除の予定

5 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で身体拘束等の解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

6 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、法人内すべての職員が閲覧を可能とする他、利用者やご家族等が閲覧できるように施設への掲示やホームページに掲載します。

附則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。